

石渡区自主防災会組織編成・任務分担

区分	役 職	所 属 団 体 等	人 数	任 務 分 担			
本部	会 長	区 長	1	防災会を代表し会務を総理し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行なう。			
	副会長	副 区 長	1	会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、地震等に当たっては、行政機関及び他の団体との連絡調整に当たる。			
		区相談役	1	会長の相談に応じる。			
	顧 問	区 顧 問	1	会長の相談に応じる。			
	幹 事 長	安全防災部長	1	会長、副会長を補佐し、会務を執り行ない、石渡区の代表として朝陽地区自治協議会安全防災部会に参画する。			
	副幹事長	安全防災副部長	1	・幹事長を補助し、幹事長に事故ある時は、その職務を代行する。 ・『災害時避難行動要支援者名簿』調査・集計に参画する。			
	幹 事	区 会 計	1	幹事長及び副幹事長の指示により、会務を行なうとともに、区会計を除く幹事は、朝陽地区自治協議会安全防災部会に参画する。			
		特命担当	1				
	本 部 員	区監査役	1	会長の相談に応じる。			
		区監査役	1				
	本部連絡員	前年度区会計	1	情報班担当			
		推薦委員	1	避難誘導班担当			
		公民館相談役	1	消防救助班担当			
		推薦委員	1	救護班担当			
		氏子相談役	1	給食給水班担当			
	指 導 員	防 灾 指 導 員	1	会員に対し、防災組織及び防災知識の普及、啓発及び育成を行なう。			
16							
日 常 の 任 務				災 害 時 の 任 務			
1 全体調整				1 本部の設置			
2 防災知識の普及啓発				2 避難所の設置			
3 市及び他団体との連絡調整				3 各班との連絡調整及び応援態勢の調整			
4 総合訓練等の実施及び必要機材の配置				4 市及び他団体との連絡調整			
5 広報活動				5 被害、避難状況の全体把握			
6 活動記録の作成				6 救援物資の受け入れ配分			
情報班	班 長	前年度連合常会長	1	担当する班の連絡体制を決めるとともに、担当班を指揮して任務遂行、連絡調整に当たる。			
	副班長	前年度副連合常会長	1	班長を補佐し、班長に事故ある時は、その職務を代理するとともに災害等に当たっては、本部との連絡に当たる。			
	班 員	各常会協議委員	7	(理事は、本部役員と重複)			
		朝陽地区社協理事	0				
		長寿会 正・副会長	1				
		育成会 正・副会長	3				
	13						
日 常 の 任 務				災 害 時 の 任 務			
1 被害発生の恐れのある個所等の情報収集				1 被害(生命財産)状況の把握			
				2 ライフライン状況の把握			
				3 本部への報告			

区分	役 職	所 属 団 体 等	人 数	任 務 分 担
避 難 誘 導 班	班 長	連合常会長	1	担当する班の連絡体制を決めるとともに、担当班を指揮して任務遂行、連絡調整に当たる。
	副班長	副連合常会長	1	班長を補佐し、班長に事故ある時は、その職務を代理するとともに災害等に当っては、本部との連絡に当たる。
	班 員	各常会長	7	班長及び副班長の指示により、任務遂行する。 (支部長は、本部役員と重複)
		各常会隣組長	51	
		民生児童委員	4	
		福祉推進員	10	
		交通安全推進委員	1	
	75			
	日 常 の 任 務			災 害 時 の 任 務
消 火 救 助 班	1 避難場所の周知徹底			1 住民の避難誘導
	2 避難路の状況把握			2 避難行動要支援者の避難誘導
	3 避難行動要支援者の把握			3 避難所の運営
				4 避難状況の把握
				5 本部への報告
	班 長	公民館長	1	担当する班の連絡体制を決めるとともに、担当班を指揮して任務遂行、連絡調整に当たる。
	副班長	用水組合長	1	班長を補佐し、班長に事故ある時は、その職務を代理するとともに災害等に当っては、本部との連絡に当たる。
	班 員	公民館副館長・主事	2	班長及び副班長の指示により、任務遂行する。
		公民館役員 (他班との重複者を除く)	16	
		氏子総代	1	
		氏子代理	1	
		用水副組合長	1	
	23			
	日 常 の 任 務			災 害 時 の 任 務
救 護 班	1 救助機材の配備及び管理			1 火災の初期消火
	2 消火・救助訓練の実施			2 住民の救出・救助
				3 本部への報告
	班 長	健康推進員支部長	1	担当する班の連絡体制を決めるとともに、担当班を指揮して任務遂行、連絡調整に当たる。
	副班長	健康推進員副支部長	1	班長を補佐し、班長に事故ある時は、その職務を代理するとともに災害等に当っては、本部との連絡に当たる。
	班 員	健康推進員	4	班長及び副班長の指示により、任務遂行する。
	6			
	日 常 の 任 務			災 害 時 の 任 務
給 食 給 水 班	1 救護機材の管理			1 救護所の設置運営
	2 応急措置の普及啓発			2 負傷者の救護
	3 救護訓練の実施			3 本部への報告
	班 長	赤十字奉仕団班長	1	担当する班の連絡体制を決めるとともに、担当班を指揮して任務遂行、連絡調整に当たる。
	副班長	赤十字奉仕団副班長	1	班長を補佐し、班長に事故ある時は、その職務を代理するとともに災害等に当っては、本部との連絡に当たる。
	班 員	赤十字奉仕団員	18	班長及び副班長の指示により、任務遂行する。
	20			
	日 常 の 任 務			災 害 時 の 任 務
	1 飲料水、非常食の備蓄			1 給食給水所の設置運営
	2 給食機材の管理			2 飲料水、非常食の提供
	3 給食・給水訓練の実施			3 (炊き出しの実施)
				4 本部への報告